

公 告

分任契約担当官
自衛隊札幌病院
会計課長 村 中 真 人

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
4MT61AA00050		4MT11A60004 0001				4	
品名 または 件名							
病院棟清掃役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST					9	
納地または工事場所				引 渡 場 所			
札幌病				札幌病			
搬 入 場 所				納 期 または 工 期			
札幌病				令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」及び「契約条項」については、自衛隊札幌病院総務部会計課契約班に掲示する。細部は、第7項(2)の契約条項を適用する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
 入札日時場所：令和6年2月28日(水)11時30分 自衛隊札幌病院1F カンファレンスルーム

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。
- ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- エ 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(2) 適用する契約条項等

駐屯地標準契約書「役務請負契約条項」、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項及び部分払に関する特約条項

(3) 保証金等に関する事項

- ア 入札保証金
 免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金
 免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 第1号で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 入札開始時刻に遅れた者による入札
- ウ 入札に関する条項に違反した入札
- エ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

オ 電報・電話・FAXによる入札

カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 落札決定方式

総額が当課所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) 契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。

(8) その他

ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

イ 入札に参加する場合は、令和4・5・6年度の資格審査結果通知書（写）を提出すること。なお、すでに会計課に提出されている場合は、省略することができる。

ウ 入札に参加する者は入札書に次の文面を記載するものとする。

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」

エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

オ 郵便による入札は、自衛隊札幌病院総務部会計課契約班（担当：高橋）に入札書送付の旨を必ず電話連絡し、2重の封筒それぞれに、次の文面を記載し封印をするともに、内封筒に入札書を入れ、内封筒以外に第7項第8号イの資格審査結果通知書（写）を同封し、簡易書留にて令和6年2月27日（火）17時00分までに担当者に到着したものを有効とする。

「令和6年2月28日（水）病院棟清掃役務 入札書在中」

カ 郵便入札を含む入札において、再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。ただし、初度の入札に参加した者のみ有効とする。

キ 入札会場への入室は、入札時間の15分前から可能とする。

ク 入札に関する問い合わせ先

自衛隊札幌病院 総務部 会計課 契約班（担当：高橋）
TEL：011-581-3101（内線：4243）

ケ 仕様書に関する問い合わせ先

自衛隊札幌病院 総務部 管理課 営繕班（担当：原）
TEL：011-581-3101（内線：4252）

(9) 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所

(7) 自衛隊札幌病院総務部会計課、札幌駐屯地北部方面会計隊、真駒内駐屯地第325会計隊、島松駐屯地北海道補給処調達会計部、札幌商工会議所

(1) 自衛隊札幌病院ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/hosp/>

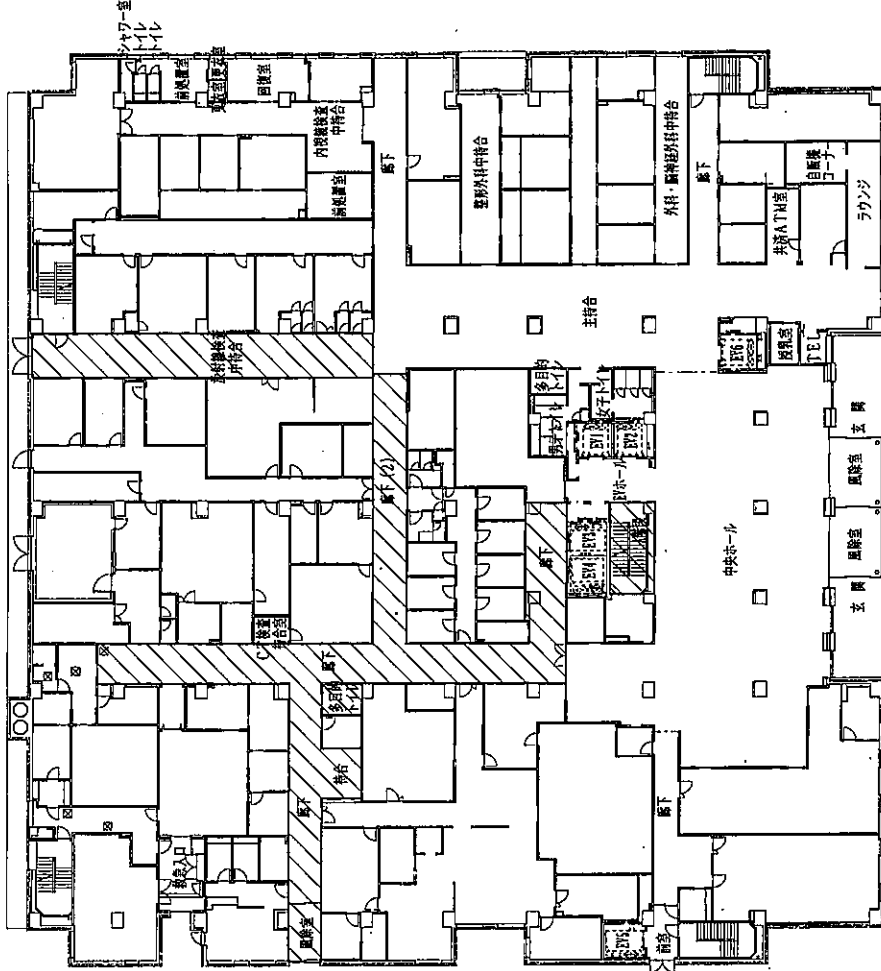
イ 掲示期間

令和6年2月15日（木）～令和6年2月28日（水）

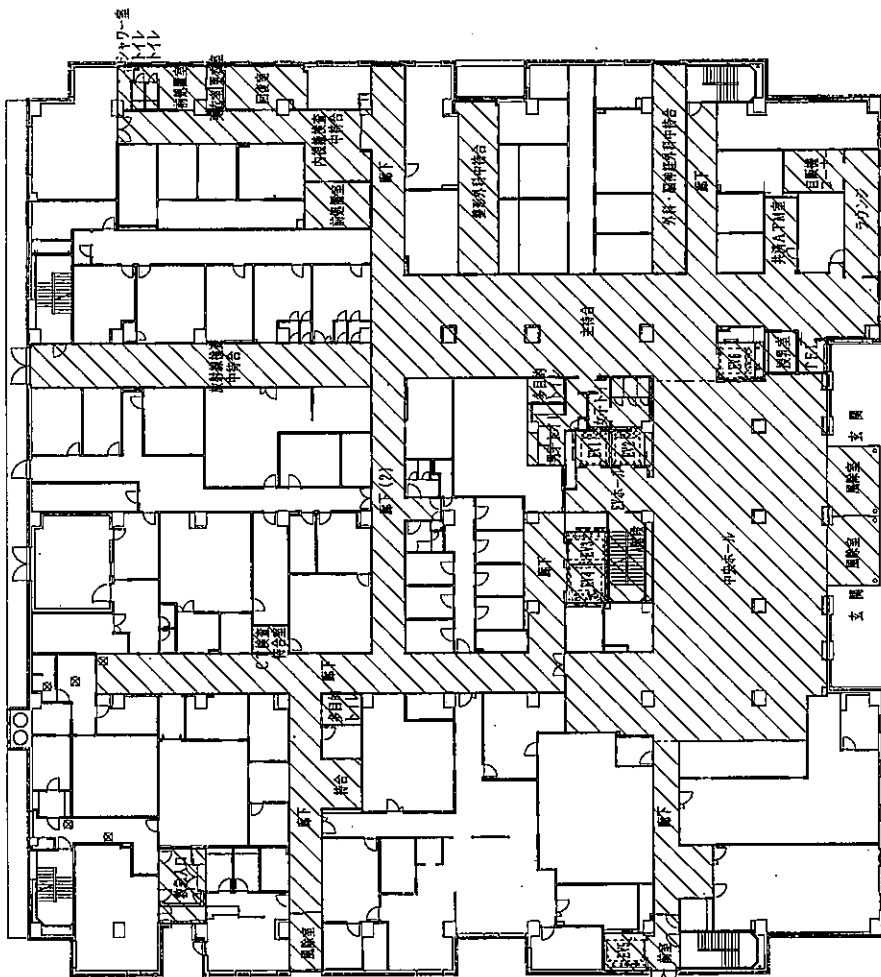
装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

項目	事項	項目	事項																																					
5 特記事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>清掃場所</th> <th>作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流し台</td> <td>1 洗面台等(兼含む。)は、適正洗剤を含んだクロス等で拭き掃除を行い、排水口及びトラップ内のゴミを取り除く。また清掃実施時に水廻り関係から臭気等がないか確認する。 2 備え付けの手洗い石鹸の残量を確認して、少ない場合は補充する。 3 洗面台の清掃に使用するスポンジ等は、各章の清掃の都度洗浄し、使用する。</td> </tr> <tr> <td>便所 汚物処理室</td> <td>1 床面の汚れがひどい場合は、適正洗剤を用いて除去した後、モップで乾拭きする。 2 便器は適正洗剤で汚れを洗い流し、水分が残らないように乾拭きした後、手袋を交換し消毒剤を用いて便座、手摺り等を拭き取る。 3 洗浄便座のノズル部分を適正洗剤を用いて洗浄する。 4 トイレペーパーの表面をクロス等を用いて水拭きする。 5 トイレペーパーの表面を1月1回掃除する。 6 エアータオルのフィルターを1月1回、排水受けを1週1回洗浄する。</td> </tr> <tr> <td>浴室 シャワー室</td> <td>1 天井は、クロス等を用いて乾拭きする。 2 カビが発生した場合は、適正洗剤で洗い流し、カビ防止剤等を吹きつけ、発生を防止する。 3 浴室に設置されたシャワーカーテンは、クロス等を用いて乾拭きする。 4 天井換気扇及び照明器具は、クロス等を用いて1月1回以上清掃する。ただし、汚れがひどい場合は、適時清掃を実施する。 5 シャワーヘッドの消毒を1月1回以上実施する。 (次亜塩素酸ナトリウム溶液0.1%に30分浸漬) 6 浴室内の風呂帽子、洗面器についてはクロス等を用いて水拭き及び洗浄する。 7 浴室、シャワー室の排水口は表面及びトラップ内部のゴミを取り除くものとする。 8 衣類類は、袋を除去しクロス等を用いて水拭きする。</td> </tr> <tr> <td>各出入口 風除室 中央ホール</td> <td>1 病院棟1階の出入口前の床面をほうき等で除塵する。 2 病院棟1階の各出入口、風除室、中央ホール及びTEL室の窓ガラスの結露はスクイジー等で除去する。 3 付着物(ガムやヒールマーク等)がある場合は、建物を損傷しないよう適した方法で除去する。</td> </tr> <tr> <td>ラウンジ</td> <td>1 テーブル、椅子等の埃をクロス等を用いて拭き取った後、消毒剤を用いて拭き取る。 2 テーブル下の壁の汚れを適正洗剤を用いて除去する。</td> </tr> <tr> <td>エレベーター</td> <td>エレベーターの扉、壁、鍵及び操作パネルの手垢や汚れを除去し、消毒薬を用いて拭き取る。</td> </tr> <tr> <td>階段</td> <td>1 ノンスリップ等の金属部分は、クロス等を用いて洗浄する。 2 壁面照明は、1月1回以上クロス等を用いて清掃する。 3 階面、廊上、巾木部分のヒールマークが目立つ箇所は、1年2回を基準として洗剤等を使用し除去する。</td> </tr> <tr> <td>ゴミ箱</td> <td>1 共用部分のゴミ箱は、設置されたビニール袋ごとゴミを回収し、新しい袋を設置する。 2 自販機コーナーに設置されている、自販機業者が設置したゴミ箱は回収対象外とする。 3 ゴミ箱外面の汚れた部分は、クロス等を用いて水拭きした後、乾拭きする。 4 回収したゴミが一般廃棄物と医療廃棄物に区分されているかを確認し、一般廃棄物に医療廃棄物が混入しているのを確認した場合は、ゴミ箱を使用している部署に袋ごと返納し回収できない旨伝える。</td> </tr> </tbody> </table>	清掃場所	作業内容	流し台	1 洗面台等(兼含む。)は、適正洗剤を含んだクロス等で拭き掃除を行い、排水口及びトラップ内のゴミを取り除く。また清掃実施時に水廻り関係から臭気等がないか確認する。 2 備え付けの手洗い石鹸の残量を確認して、少ない場合は補充する。 3 洗面台の清掃に使用するスポンジ等は、各章の清掃の都度洗浄し、使用する。	便所 汚物処理室	1 床面の汚れがひどい場合は、適正洗剤を用いて除去した後、モップで乾拭きする。 2 便器は適正洗剤で汚れを洗い流し、水分が残らないように乾拭きした後、手袋を交換し消毒剤を用いて便座、手摺り等を拭き取る。 3 洗浄便座のノズル部分を適正洗剤を用いて洗浄する。 4 トイレペーパーの表面をクロス等を用いて水拭きする。 5 トイレペーパーの表面を1月1回掃除する。 6 エアータオルのフィルターを1月1回、排水受けを1週1回洗浄する。	浴室 シャワー室	1 天井は、クロス等を用いて乾拭きする。 2 カビが発生した場合は、適正洗剤で洗い流し、カビ防止剤等を吹きつけ、発生を防止する。 3 浴室に設置されたシャワーカーテンは、クロス等を用いて乾拭きする。 4 天井換気扇及び照明器具は、クロス等を用いて1月1回以上清掃する。ただし、汚れがひどい場合は、適時清掃を実施する。 5 シャワーヘッドの消毒を1月1回以上実施する。 (次亜塩素酸ナトリウム溶液0.1%に30分浸漬) 6 浴室内の風呂帽子、洗面器についてはクロス等を用いて水拭き及び洗浄する。 7 浴室、シャワー室の排水口は表面及びトラップ内部のゴミを取り除くものとする。 8 衣類類は、袋を除去しクロス等を用いて水拭きする。	各出入口 風除室 中央ホール	1 病院棟1階の出入口前の床面をほうき等で除塵する。 2 病院棟1階の各出入口、風除室、中央ホール及びTEL室の窓ガラスの結露はスクイジー等で除去する。 3 付着物(ガムやヒールマーク等)がある場合は、建物を損傷しないよう適した方法で除去する。	ラウンジ	1 テーブル、椅子等の埃をクロス等を用いて拭き取った後、消毒剤を用いて拭き取る。 2 テーブル下の壁の汚れを適正洗剤を用いて除去する。	エレベーター	エレベーターの扉、壁、鍵及び操作パネルの手垢や汚れを除去し、消毒薬を用いて拭き取る。	階段	1 ノンスリップ等の金属部分は、クロス等を用いて洗浄する。 2 壁面照明は、1月1回以上クロス等を用いて清掃する。 3 階面、廊上、巾木部分のヒールマークが目立つ箇所は、1年2回を基準として洗剤等を使用し除去する。	ゴミ箱	1 共用部分のゴミ箱は、設置されたビニール袋ごとゴミを回収し、新しい袋を設置する。 2 自販機コーナーに設置されている、自販機業者が設置したゴミ箱は回収対象外とする。 3 ゴミ箱外面の汚れた部分は、クロス等を用いて水拭きした後、乾拭きする。 4 回収したゴミが一般廃棄物と医療廃棄物に区分されているかを確認し、一般廃棄物に医療廃棄物が混入しているのを確認した場合は、ゴミ箱を使用している部署に袋ごと返納し回収できない旨伝える。	<p>5 一般廃棄物は、病院棟地下のゴミ集積庫に運搬し、分別して投棄する。</p> <p>6 各種の医療廃棄物は、容器が密閉され外観上異常(漏れ、はみだし)がないことを確認し、容器ごと回収し病院棟地下の医療廃棄物保管庫に監督官が指示した時間に運搬する。 (参考)令和4年度ごみ回収実績(日平均) ・感染性廃棄物 約460L/日 ・非感染性医療廃棄物 約25L/日</p> <p>ア 定期清掃(床)は、監督官が指定する日時に実施する。</p> <p>イ 掃、ロッカー等の移動可能なものは、移動した上で清掃する。</p> <p>ウ 清掃実施に当たり、清掃範囲の境界を適正に養生し、水等が範囲外に流出しないようにする。</p> <p>エ 使用する洗剤は、ホルムアルデヒド及び塩素系有機化合物を含む洗剤としない。</p> <p>オ 定期清掃(床)は、共通仕様書第4編第2章第1節によるほか、下表により実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>清掃場所</th> <th>作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手術室等</td> <td>1 手術室等に入るときは、頭髪を帽子等で覆い、履物はシューズカバーを着用し、保護手袋を着用する。 2 モップがけは、未使用のモップを使用してオフローテーション方式で実施する。 3 清掃実施の際には、清掃区域の清潔度を考慮し、清潔度の高い区域から行う。 (手術室→手術ホール→準備ホール→麻酔科診察室→患者更衣室→説明室→家族控室)</td> </tr> <tr> <td>MR1室</td> <td>1 MR1室に入るときは、官靴(放射線技師)の点検を受け、その指示に従う。 2 履物はシューズカバーを着用し、室内に土等を持ち込まないように注意する。 3 MR1室は強力な磁場が発生しているため、以下の事項を禁止する。 (1) 心臓ペースメーカー、脳動脈瘤クリップ等体内植え込み又は留意する医療機器等を身に付けている者を室内で作業させること。 (2) 取り外しができる金属類、化粧品、清掃道具等を室内に持ち込むこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 定期清掃(窓)は、監督官が指定する日時に実施する。</p> <p>イ 定期清掃(窓)は、共通仕様書第4編第3章第1節及び第2節に基づき実施する。</p> <p>ア 病院への清掃員の通勤は、原則として徒歩又は公共交通機関を使用するものとし、病院駐車場内の車両の駐車は取めないものとする。</p> <p>イ 清掃員の退職、疾病、冠婚葬祭等による急遽の交代に対応するため、交代要員を派遣できる体制を整え、その計画について書面にて監督官に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p>ウ 感染病棟内の清掃については空気感染する感染症の入院患者がいる場合は実施しないものとし、清掃実施の可否については、監督官に確認するものとする。</p> <p>エ 役割の実施に先立ち業務案内書及び清掃作業書を監督官に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p>オ 産婦人科及び女性用トイレ等の女性専用エリアの清掃については、女性清掃員を割り当てるものとする。</p> <p>カ 現場代理人(作業員)の立場にいる者は、毎月末に各清掃員への指導記録及び監督官からの指導事項等(如置を含め)月報で提出する。</p>	清掃場所	作業内容	手術室等	1 手術室等に入るときは、頭髪を帽子等で覆い、履物はシューズカバーを着用し、保護手袋を着用する。 2 モップがけは、未使用のモップを使用してオフローテーション方式で実施する。 3 清掃実施の際には、清掃区域の清潔度を考慮し、清潔度の高い区域から行う。 (手術室→手術ホール→準備ホール→麻酔科診察室→患者更衣室→説明室→家族控室)	MR1室	1 MR1室に入るときは、官靴(放射線技師)の点検を受け、その指示に従う。 2 履物はシューズカバーを着用し、室内に土等を持ち込まないように注意する。 3 MR1室は強力な磁場が発生しているため、以下の事項を禁止する。 (1) 心臓ペースメーカー、脳動脈瘤クリップ等体内植え込み又は留意する医療機器等を身に付けている者を室内で作業させること。 (2) 取り外しができる金属類、化粧品、清掃道具等を室内に持ち込むこと。	<p>(5) 定期清掃(床)</p> <p>(6) 定期清掃(窓等)</p> <p>(7) その他</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>役務 件名</th> <th>病院棟清掃役務</th> <th>仕替書 番号</th> <th>4</th> <th>図面 番号</th> <th>2/18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種別</td> <td>仕 換</td> <td>種 尺</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>自衛隊札幌病院総務部管理課 令和6年2月2日</p>	役務 件名	病院棟清掃役務	仕替書 番号	4	図面 番号	2/18	種別	仕 換	種 尺			
清掃場所	作業内容																																							
流し台	1 洗面台等(兼含む。)は、適正洗剤を含んだクロス等で拭き掃除を行い、排水口及びトラップ内のゴミを取り除く。また清掃実施時に水廻り関係から臭気等がないか確認する。 2 備え付けの手洗い石鹸の残量を確認して、少ない場合は補充する。 3 洗面台の清掃に使用するスポンジ等は、各章の清掃の都度洗浄し、使用する。																																							
便所 汚物処理室	1 床面の汚れがひどい場合は、適正洗剤を用いて除去した後、モップで乾拭きする。 2 便器は適正洗剤で汚れを洗い流し、水分が残らないように乾拭きした後、手袋を交換し消毒剤を用いて便座、手摺り等を拭き取る。 3 洗浄便座のノズル部分を適正洗剤を用いて洗浄する。 4 トイレペーパーの表面をクロス等を用いて水拭きする。 5 トイレペーパーの表面を1月1回掃除する。 6 エアータオルのフィルターを1月1回、排水受けを1週1回洗浄する。																																							
浴室 シャワー室	1 天井は、クロス等を用いて乾拭きする。 2 カビが発生した場合は、適正洗剤で洗い流し、カビ防止剤等を吹きつけ、発生を防止する。 3 浴室に設置されたシャワーカーテンは、クロス等を用いて乾拭きする。 4 天井換気扇及び照明器具は、クロス等を用いて1月1回以上清掃する。ただし、汚れがひどい場合は、適時清掃を実施する。 5 シャワーヘッドの消毒を1月1回以上実施する。 (次亜塩素酸ナトリウム溶液0.1%に30分浸漬) 6 浴室内の風呂帽子、洗面器についてはクロス等を用いて水拭き及び洗浄する。 7 浴室、シャワー室の排水口は表面及びトラップ内部のゴミを取り除くものとする。 8 衣類類は、袋を除去しクロス等を用いて水拭きする。																																							
各出入口 風除室 中央ホール	1 病院棟1階の出入口前の床面をほうき等で除塵する。 2 病院棟1階の各出入口、風除室、中央ホール及びTEL室の窓ガラスの結露はスクイジー等で除去する。 3 付着物(ガムやヒールマーク等)がある場合は、建物を損傷しないよう適した方法で除去する。																																							
ラウンジ	1 テーブル、椅子等の埃をクロス等を用いて拭き取った後、消毒剤を用いて拭き取る。 2 テーブル下の壁の汚れを適正洗剤を用いて除去する。																																							
エレベーター	エレベーターの扉、壁、鍵及び操作パネルの手垢や汚れを除去し、消毒薬を用いて拭き取る。																																							
階段	1 ノンスリップ等の金属部分は、クロス等を用いて洗浄する。 2 壁面照明は、1月1回以上クロス等を用いて清掃する。 3 階面、廊上、巾木部分のヒールマークが目立つ箇所は、1年2回を基準として洗剤等を使用し除去する。																																							
ゴミ箱	1 共用部分のゴミ箱は、設置されたビニール袋ごとゴミを回収し、新しい袋を設置する。 2 自販機コーナーに設置されている、自販機業者が設置したゴミ箱は回収対象外とする。 3 ゴミ箱外面の汚れた部分は、クロス等を用いて水拭きした後、乾拭きする。 4 回収したゴミが一般廃棄物と医療廃棄物に区分されているかを確認し、一般廃棄物に医療廃棄物が混入しているのを確認した場合は、ゴミ箱を使用している部署に袋ごと返納し回収できない旨伝える。																																							
清掃場所	作業内容																																							
手術室等	1 手術室等に入るときは、頭髪を帽子等で覆い、履物はシューズカバーを着用し、保護手袋を着用する。 2 モップがけは、未使用のモップを使用してオフローテーション方式で実施する。 3 清掃実施の際には、清掃区域の清潔度を考慮し、清潔度の高い区域から行う。 (手術室→手術ホール→準備ホール→麻酔科診察室→患者更衣室→説明室→家族控室)																																							
MR1室	1 MR1室に入るときは、官靴(放射線技師)の点検を受け、その指示に従う。 2 履物はシューズカバーを着用し、室内に土等を持ち込まないように注意する。 3 MR1室は強力な磁場が発生しているため、以下の事項を禁止する。 (1) 心臓ペースメーカー、脳動脈瘤クリップ等体内植え込み又は留意する医療機器等を身に付けている者を室内で作業させること。 (2) 取り外しができる金属類、化粧品、清掃道具等を室内に持ち込むこと。																																							
役務 件名	病院棟清掃役務	仕替書 番号	4	図面 番号	2/18																																			
種別	仕 換	種 尺																																						



日常清掃 (休日)



日常清掃 (平日)

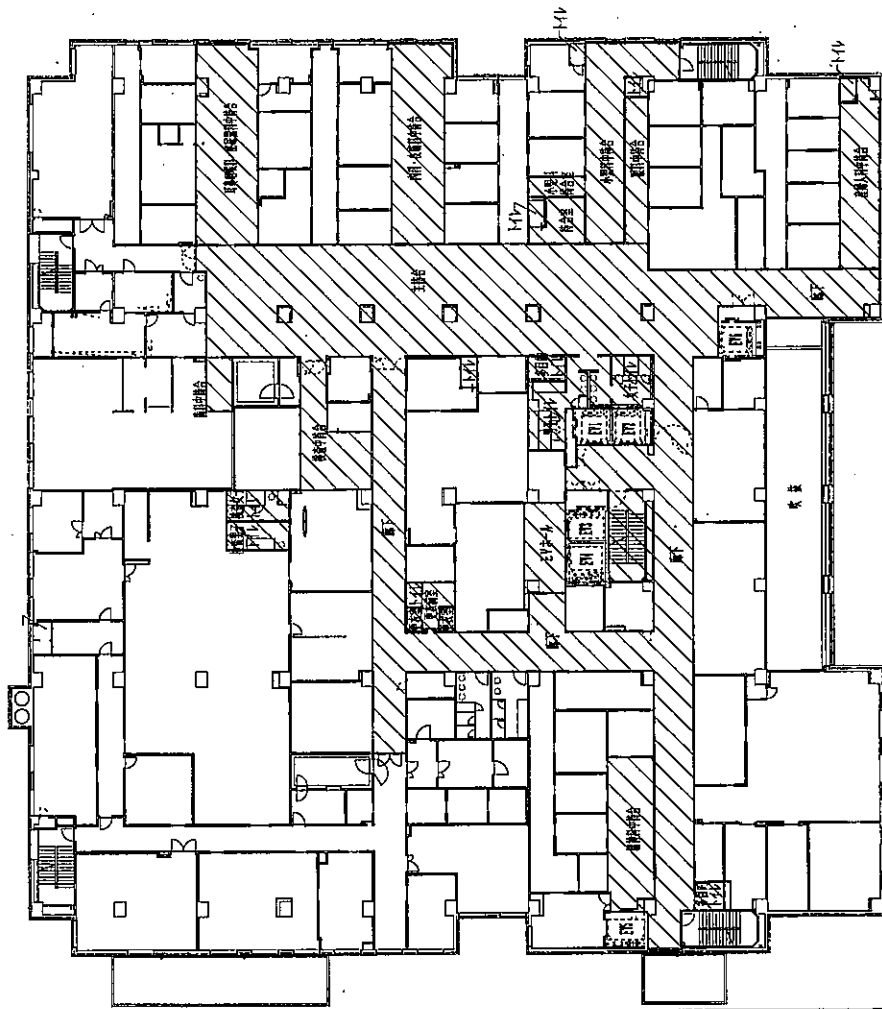
清掃面積



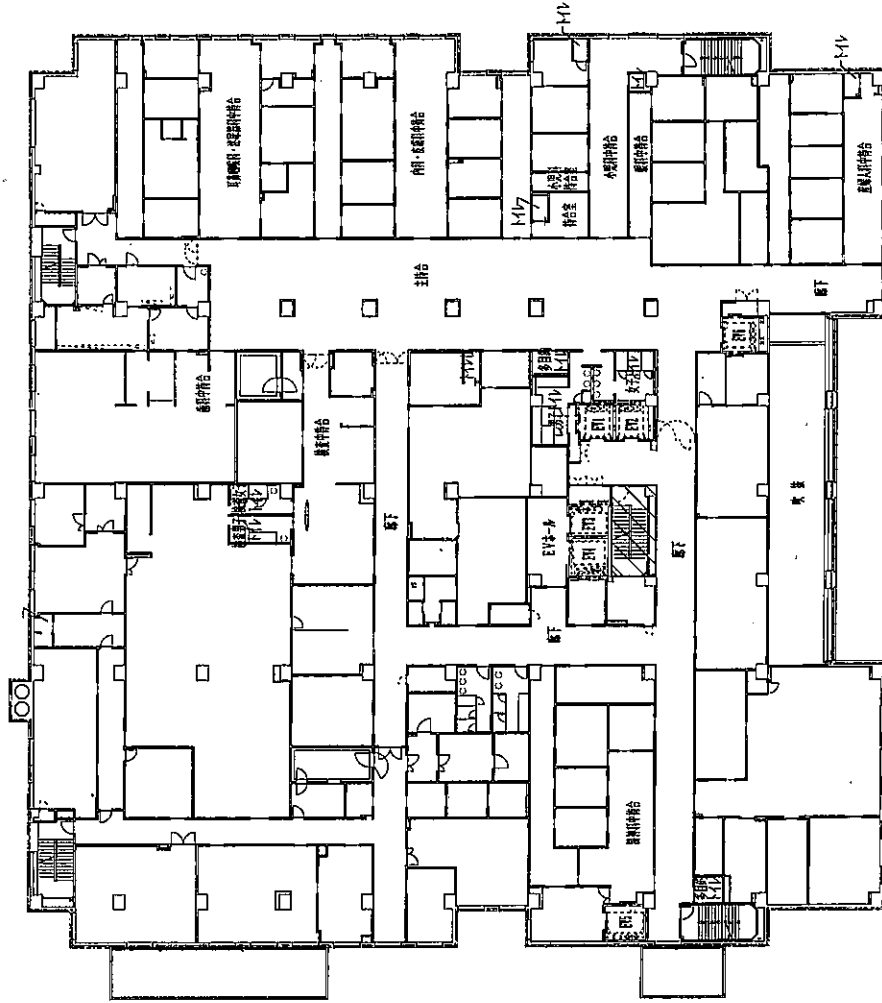
日常清掃箇所
平日 1,584㎡
休日 362㎡

勤務 件名	病院棟清掃業務	仕様書 番号	4	図面 番号	3/18
種別	病院棟1階平面図 (日常清掃)	縮尺	1/400		

白術隊札幌病院総務部管理課 令和6年2月2日



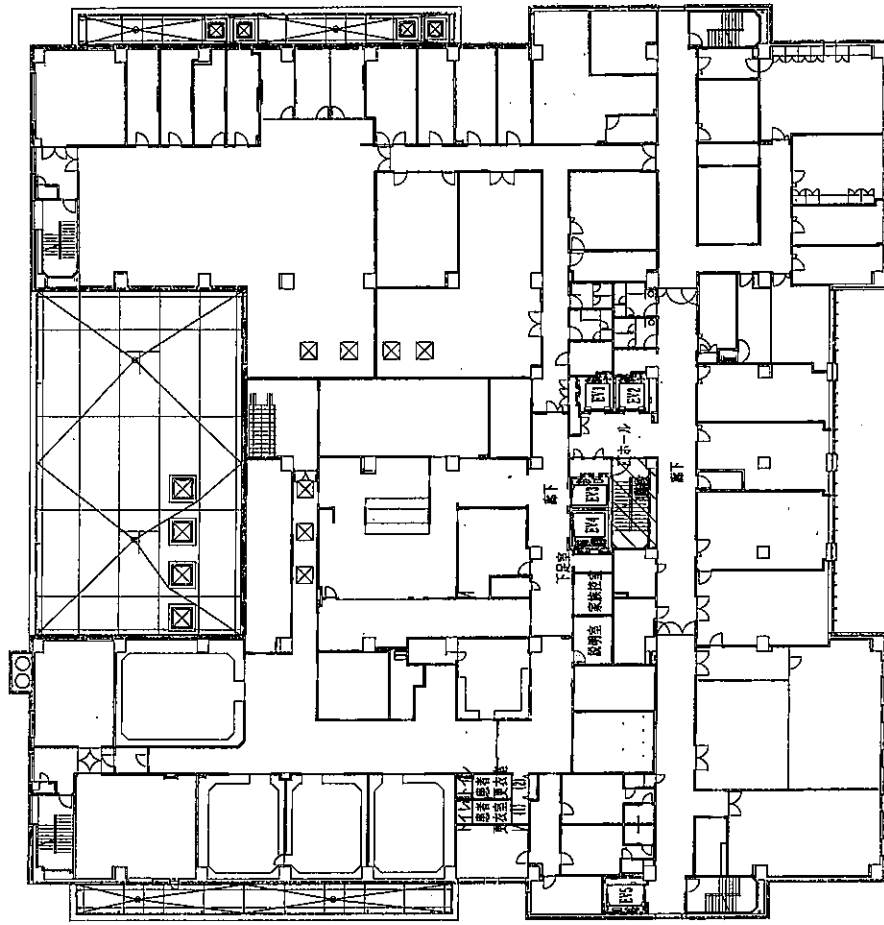
日常清掃 (平日)



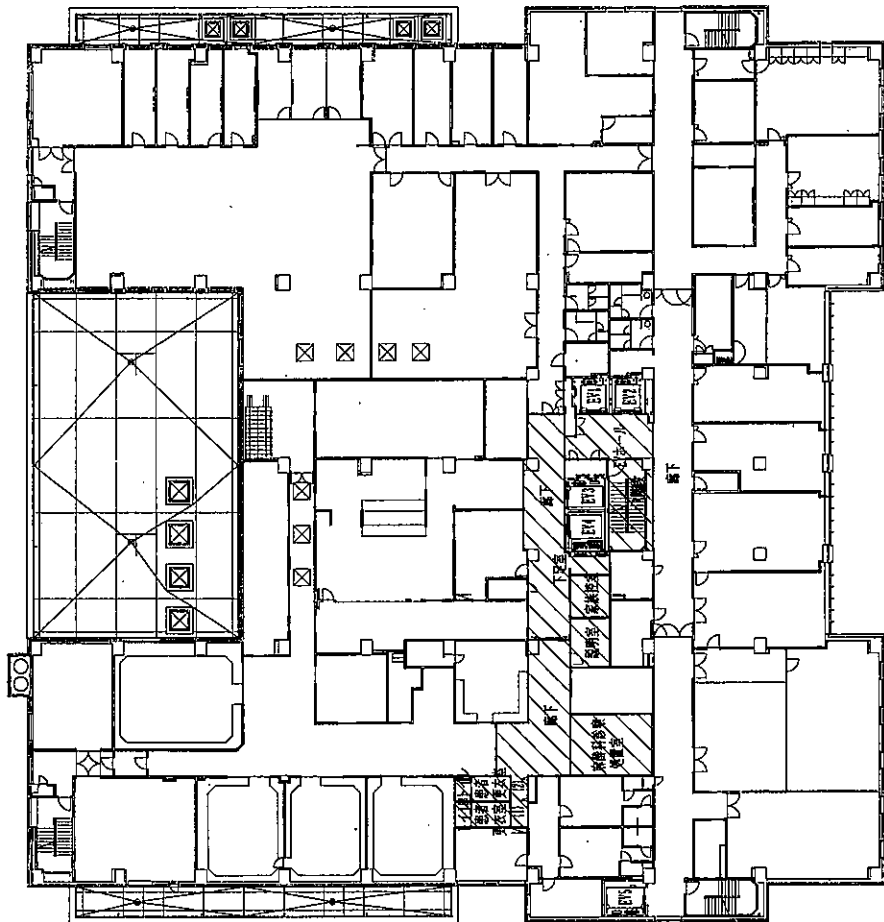
日常清掃 (休日)

清掃面積
 日常清掃箇所
 平日 1,132㎡
 休日 22㎡

役務 件名	病院棟清掃役務	仕舞書 番号	4	図面 番号	4/18
種別	病院棟2階平面図 (日常清掃)	縮尺	1/400		
自衛隊札幌病院総務感管理課 令和 6年 2月 2日					




日常清掃 (平日)

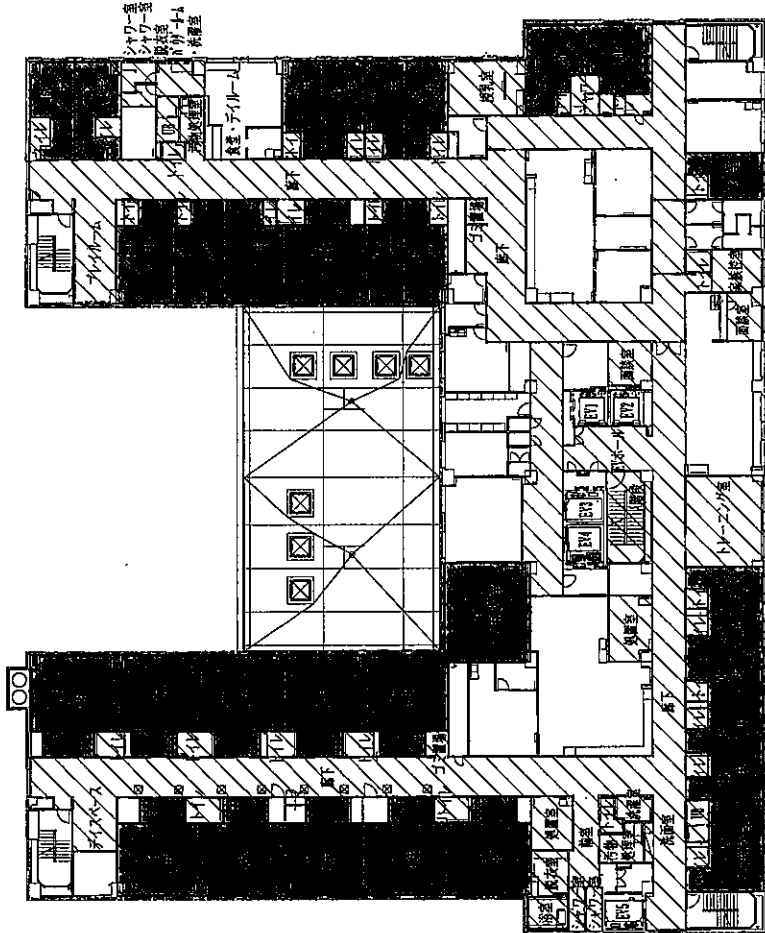


日常清掃 (休日)

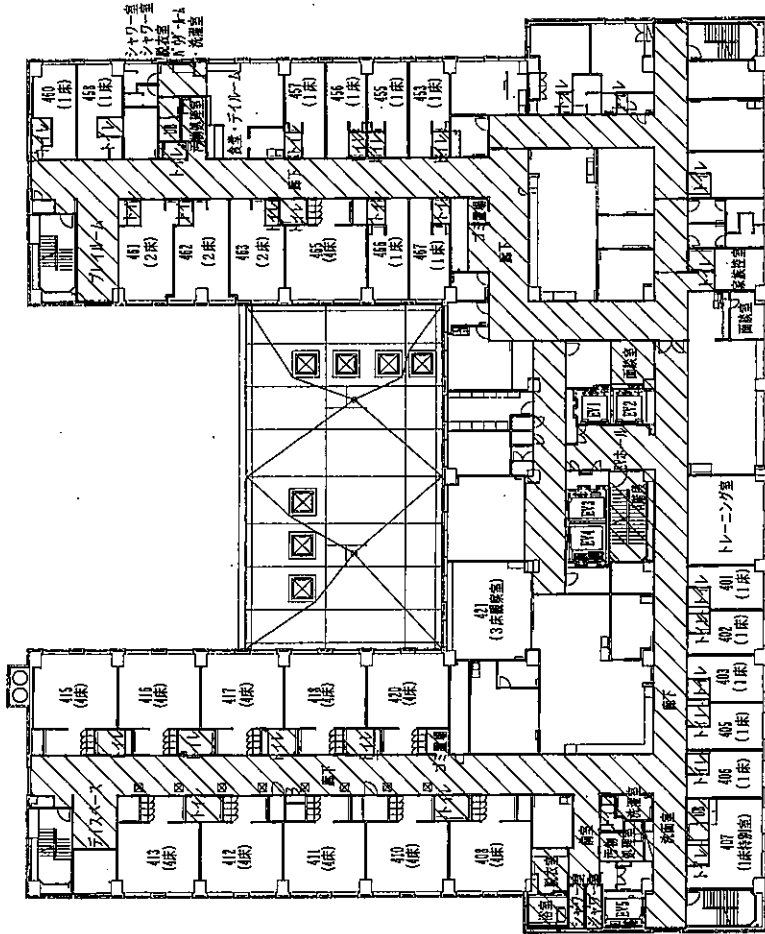
清掃面積


 日常清掃箇所 212㎡
 平日
 休日 22㎡

役務 件名	病院棟清掃役務	仕様書 番号	4	図面 番号	5/18
種別	病院棟3階平面図(日常清掃)	縮尺	1/400		
自衛隊札幌病院総務部管理課 令和6年2月2日					



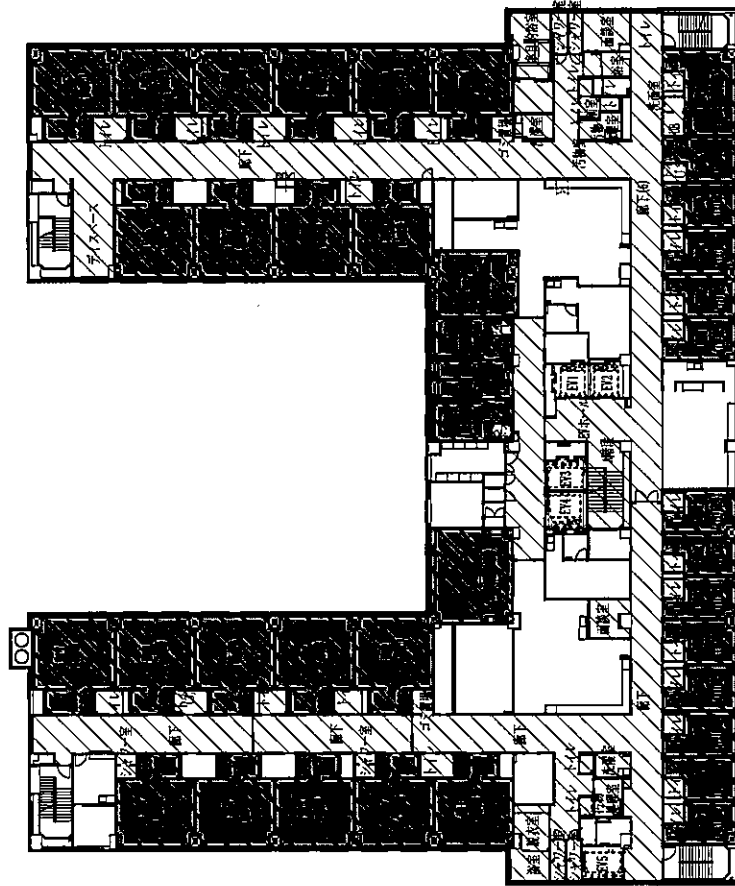
日常清掃 (平日)



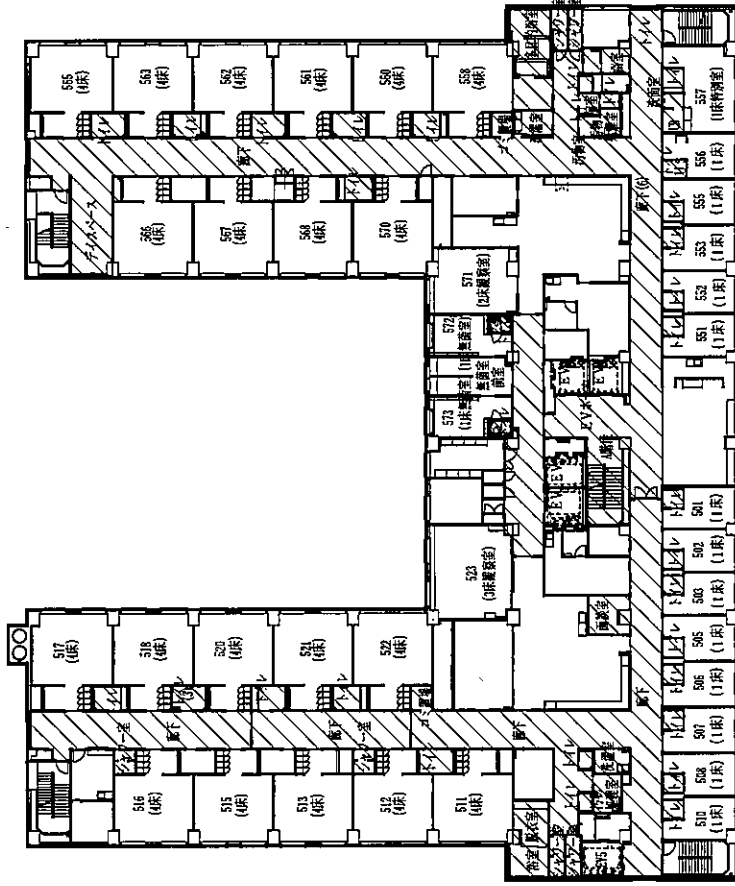
日常清掃 (休日)

清掃面積
 日常清掃箇所 1981㎡
 平日 855㎡
 休日 947㎡ (平日のみ)
 病室

業務 件名	病院棟清掃業務	図面 番号	6/18
種別	病院棟4階平面図(日常清掃)	仕様書 番号	4
		縮尺	1/400
自衛隊札幌病院総務部管理課			令和6年2月2日



日常清掃 (平日)



日常清掃 (休日)

清掃面積

日常清掃箇所

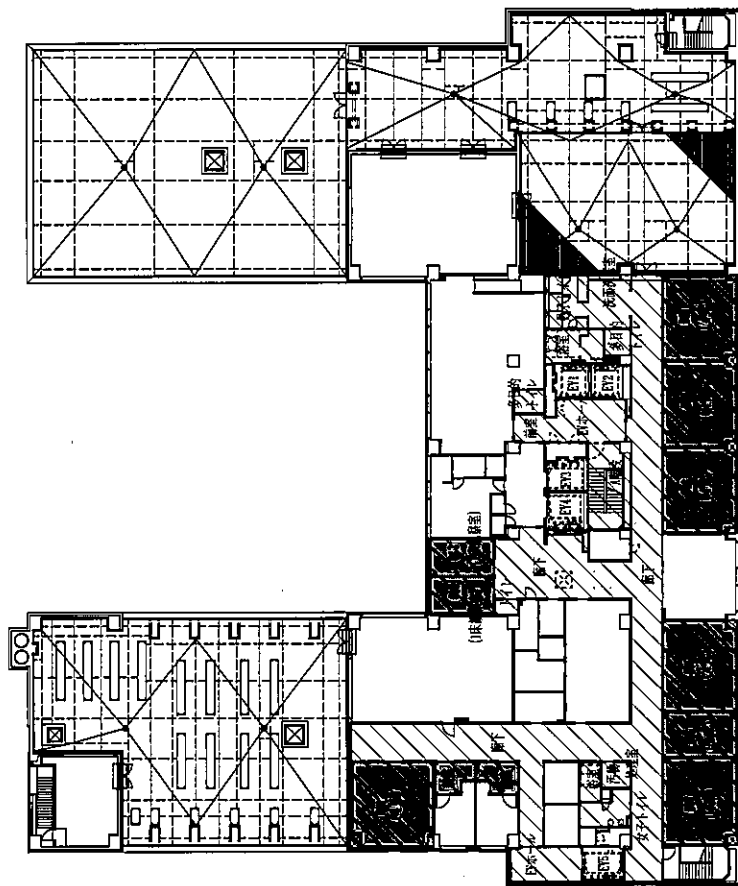
平日 2,065㎡

休日 832㎡

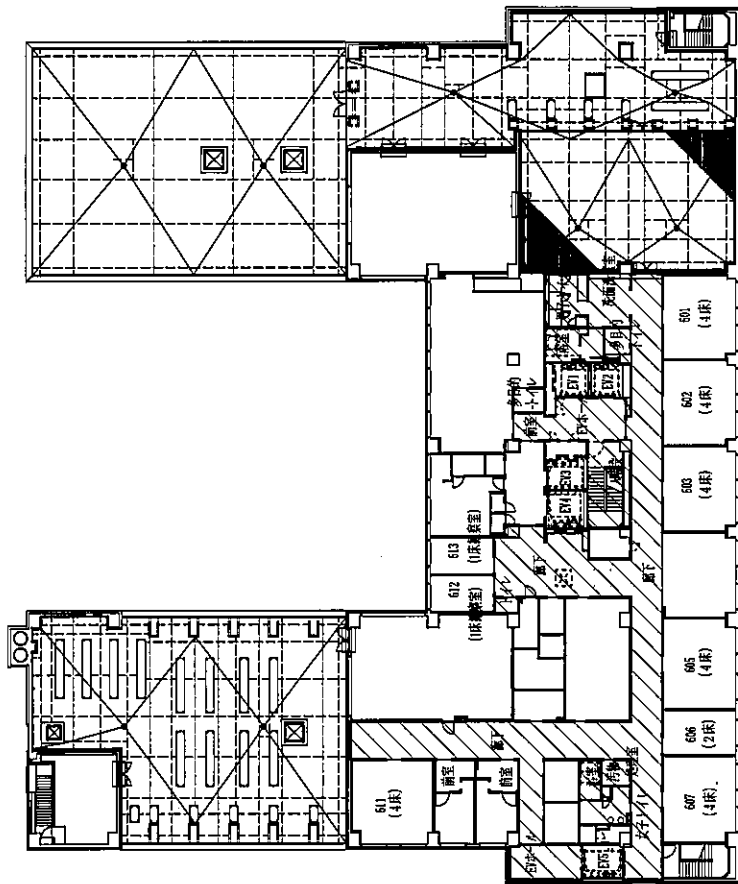
病室 1,221㎡ (平日のみ)



役務 件名	病院棟清掃役務	仕様書 番号	4	図面 番号	7/18
種別	病院棟5階平面図 (日常清掃)			縮尺	1/400
自衛隊札幌病院総務部管理課				令和 6年 2月 2日	





日常清掃 (平日)

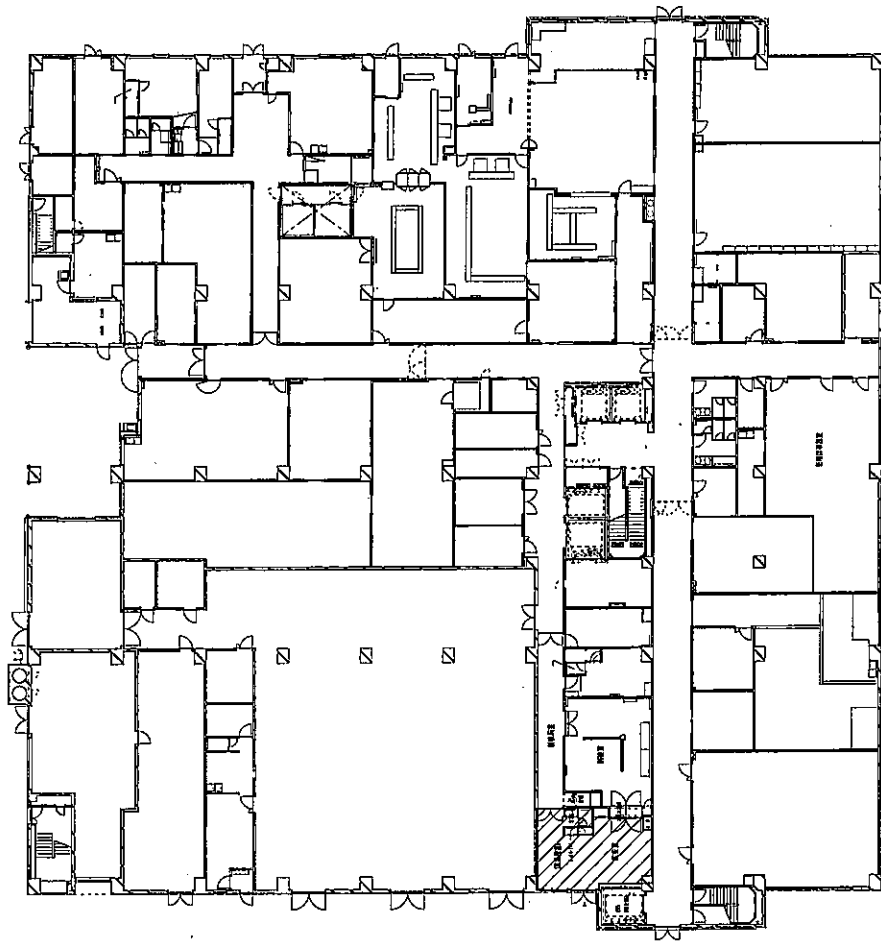


日常清掃 (休日)

凡例

-  日常清掃箇所
- 平日 692㎡
- 休日 380㎡
- 病室 307㎡ (平日のみ)
- 

役務 件名	病院棟清掃役務	仕様書 番号	4	図面 番号	8/18
種別	病院棟6階平面図 (日常清掃)	縮尺	1/400		
自衛隊札幌病院総務部管理課 令和 6年 2月 2日					

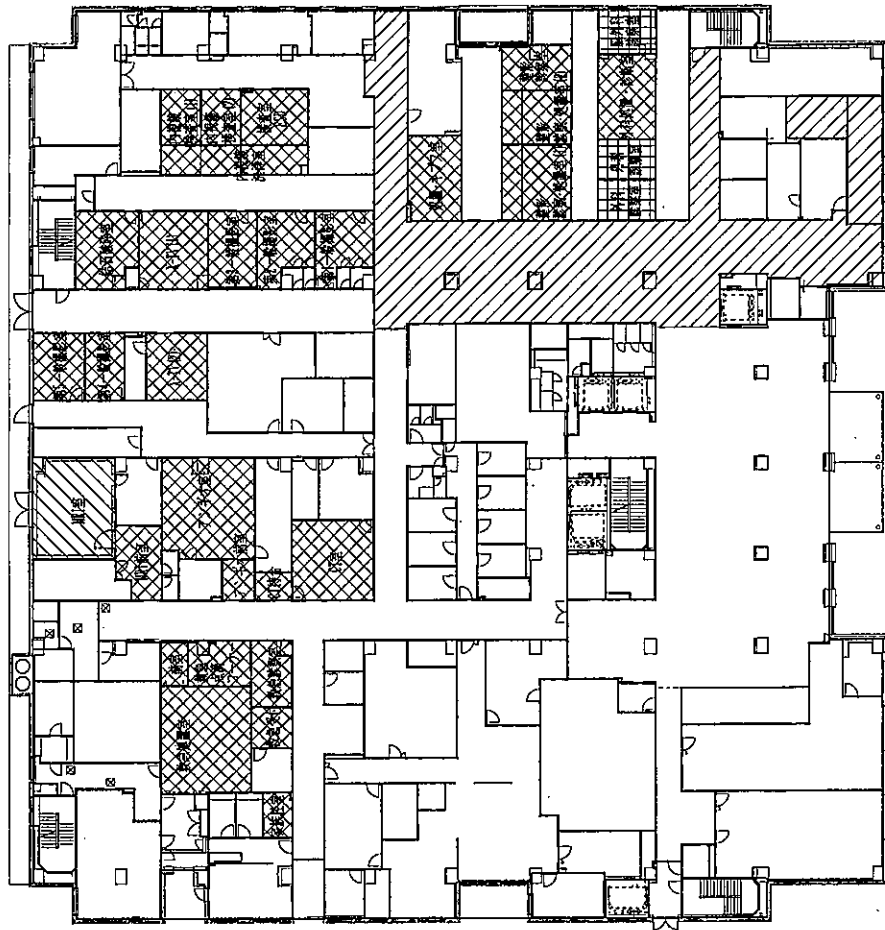


定期清掃 (床) 地階

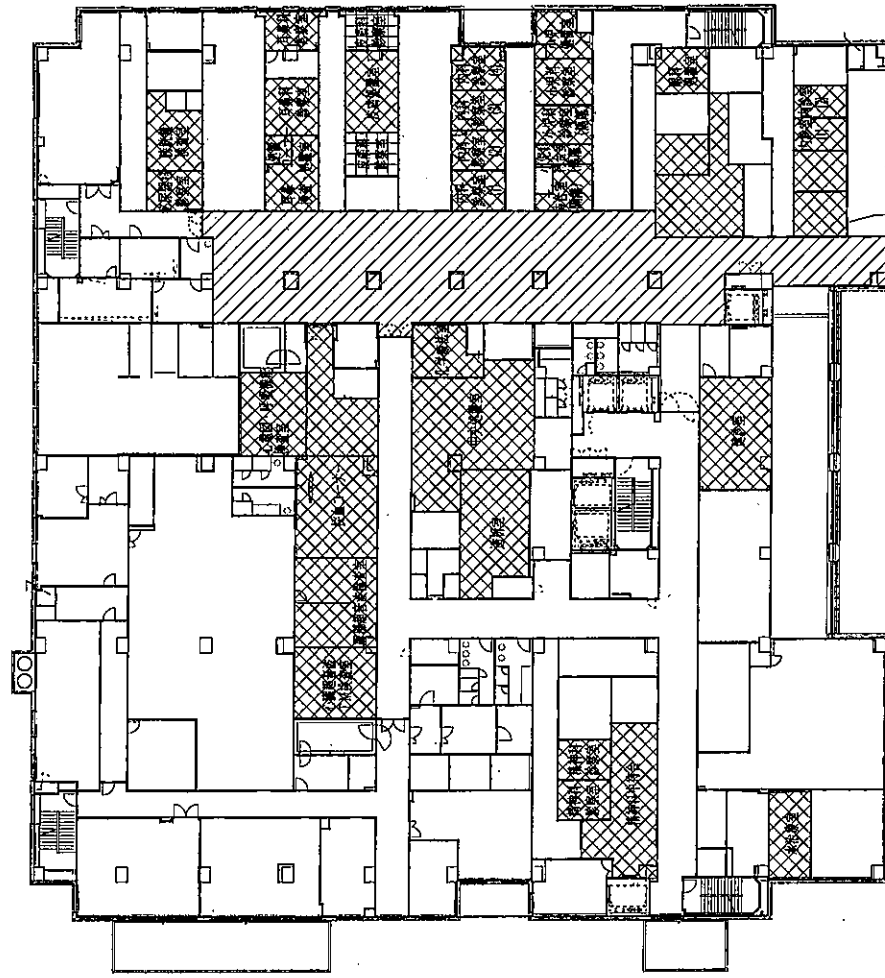
清掃面積 地階

樹脂ワックス 45㎡

役務 件名	病院棟清掃役務	仕様書 番号	4	図面 番号	9/18
種別	病院棟地階 (定期清掃 (床))			縮尺	1/400
自衛隊札幌病院総務部管理課					
令和 6年 2月 2日					




定期清掃 (床) 1階

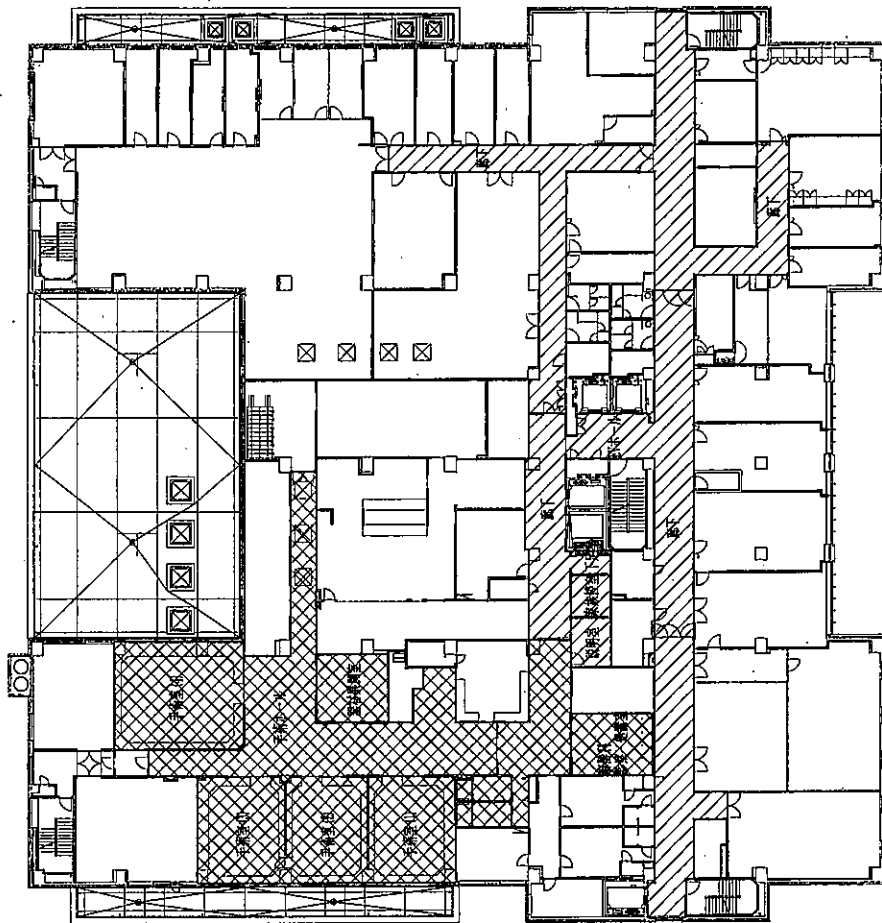


定期清掃 (床) 2階

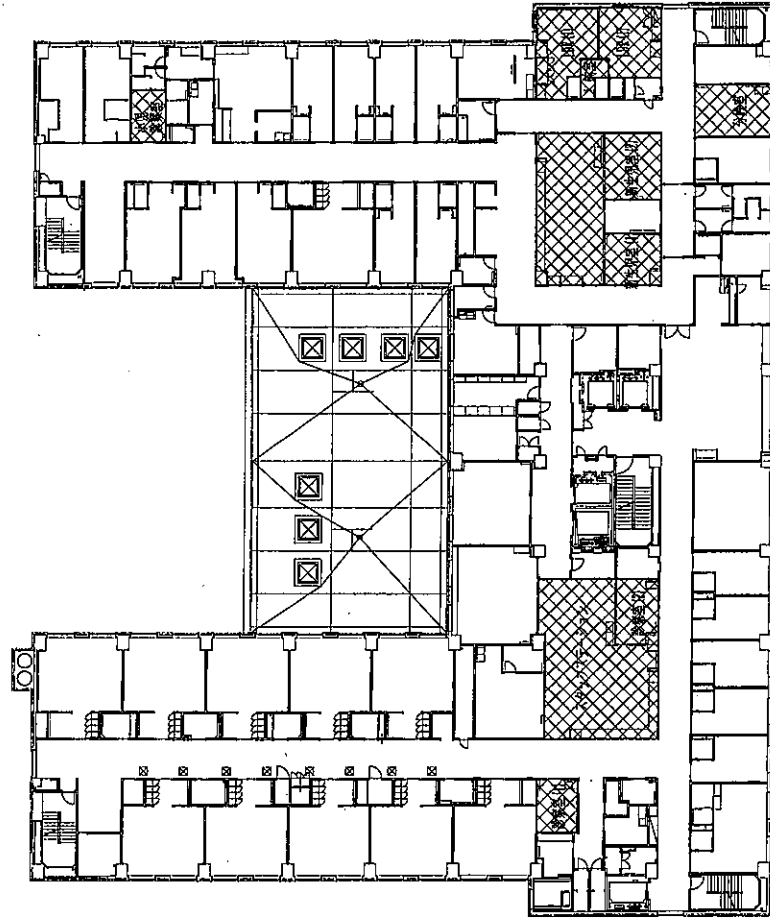
清掃面積 (1階、2階合計)

-  : 抗菌ワックス 1,385㎡
-  : 樹脂ワックス 726㎡
-  : 剥離清掃 65㎡
-  : 帯電防止ワックス 46㎡

役務 件名	病院棟清掃役務	仕掛書 番号	4	図面 番号	10/18
種別	病院棟1階・2階平面図 (定期清掃 (床))			縮尺	1/400
自衛隊札幌病院総務部管理課					
令和 6年 2月 2日					



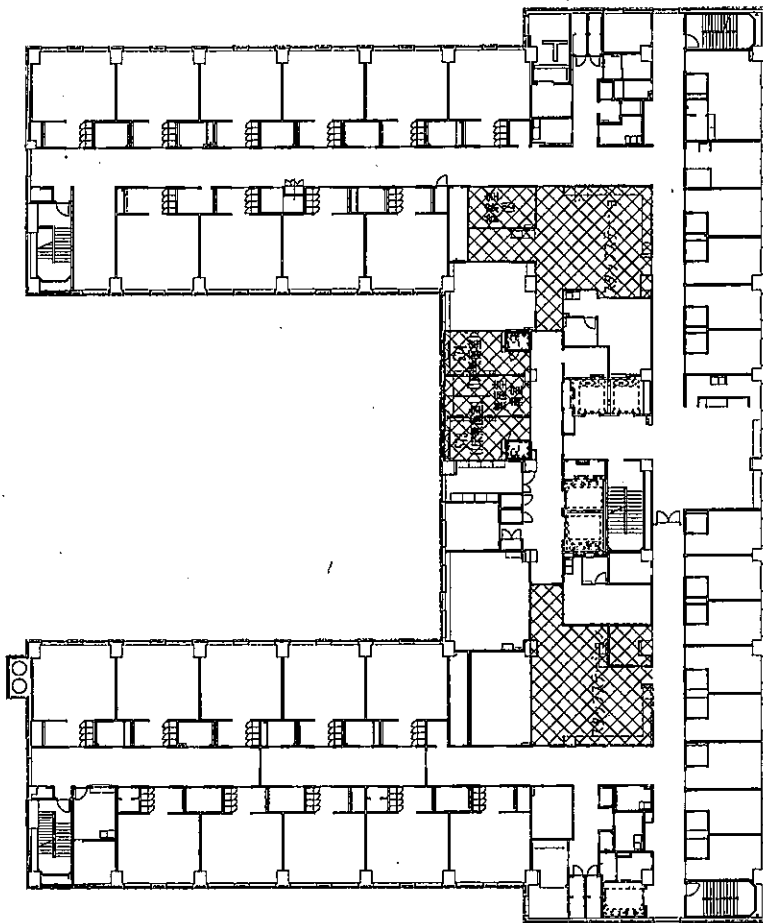
定期清掃 (床) 3階



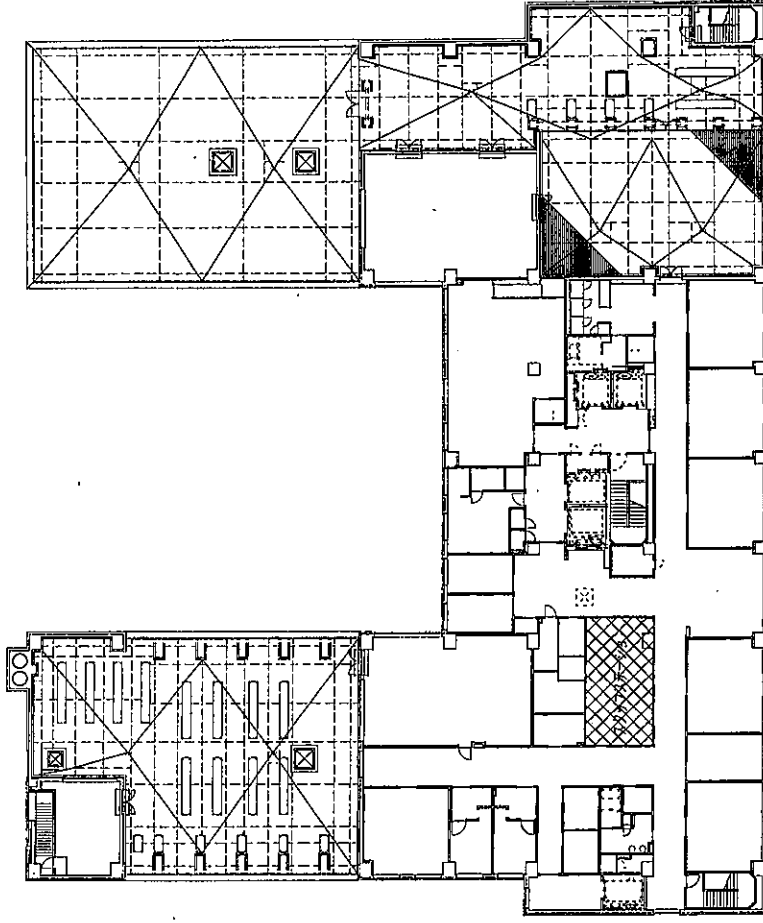
定期清掃 (床) 4階

清掃面積 (3階、4階合計) 718㎡
 ☒: 抗菌ワックス
 ☐: 樹脂ワックス

業務 件名	病院棟清掃業務	仕様 番号	4	図面 番号	11/18
種別	病院棟3階・4階平面図 (定期清掃 (床))			縮尺	1/400
自衛隊札幌病院総務部管理課					
令和 6年 2月 2日					



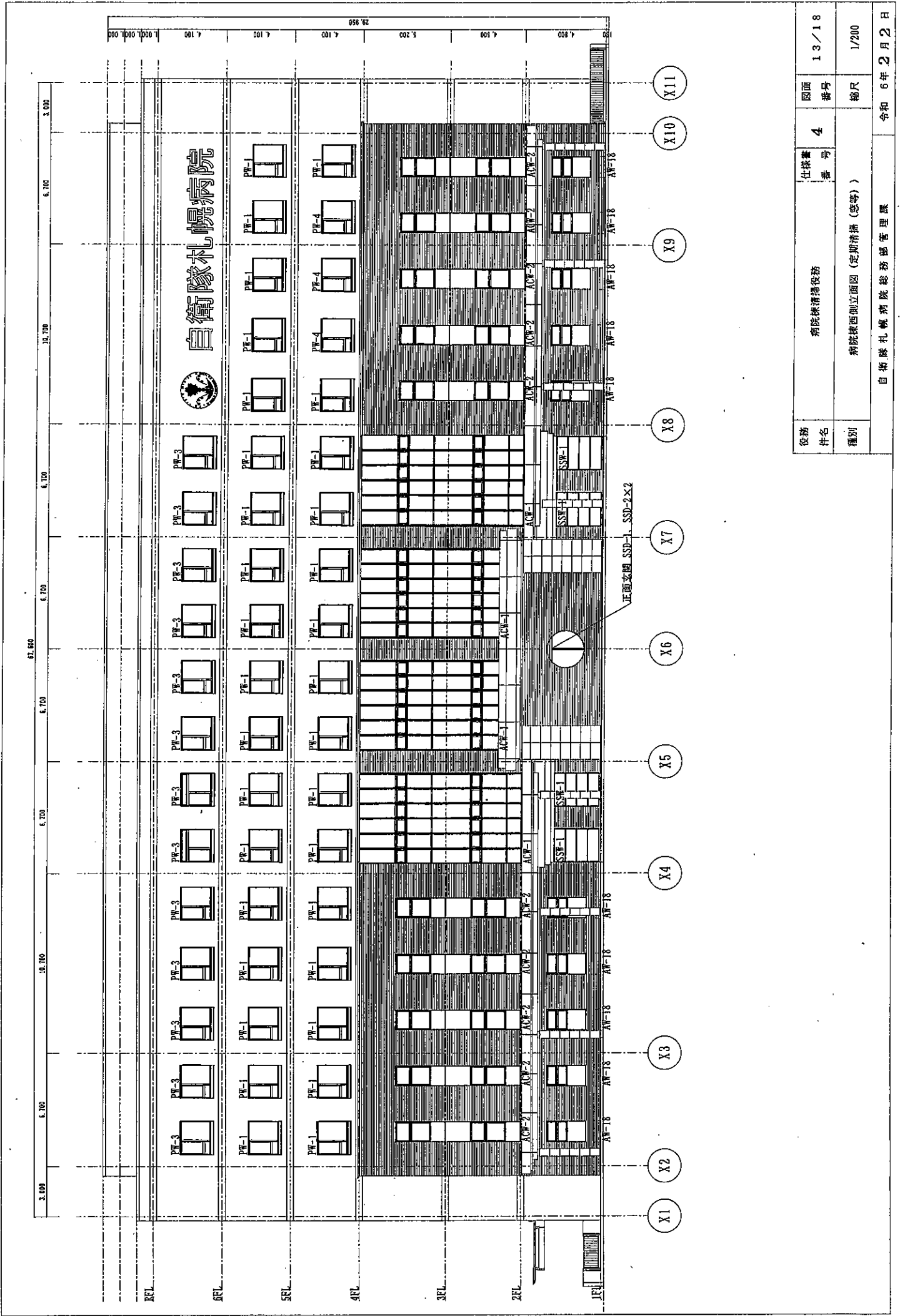
定期清掃 (床) 5階



定期清掃 (床) 6階

清掃面積 (5階、6階合計)
 : 抗菌ワックス 287㎡

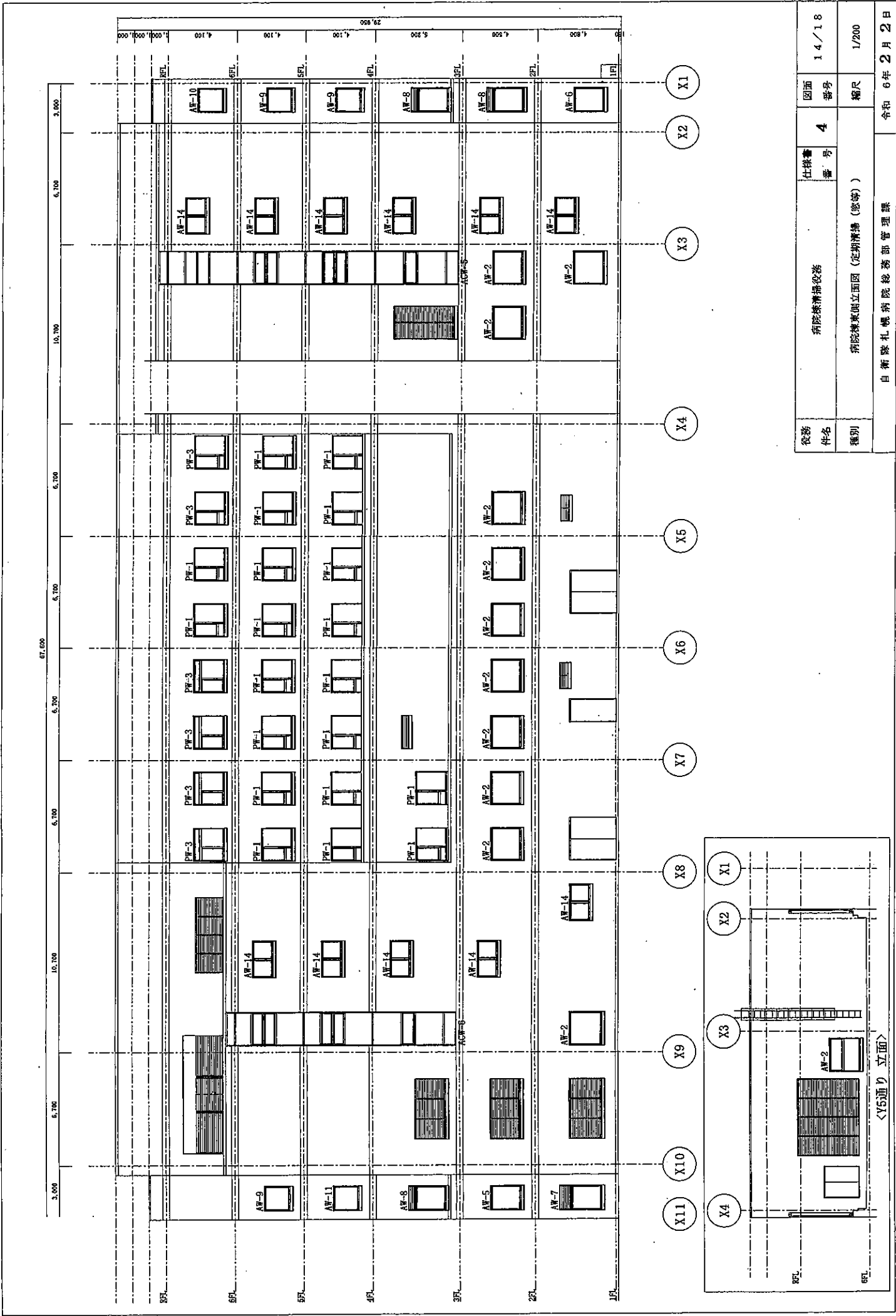
業務 種別	病院様清掃業務	仕様書 番号	4	図面 番号	12/18
	病院棟5階・6階平面図 (定期清掃 (床))			縮尺	1/400
自衛隊札幌病院総務部管理課 令和6年2月2日					



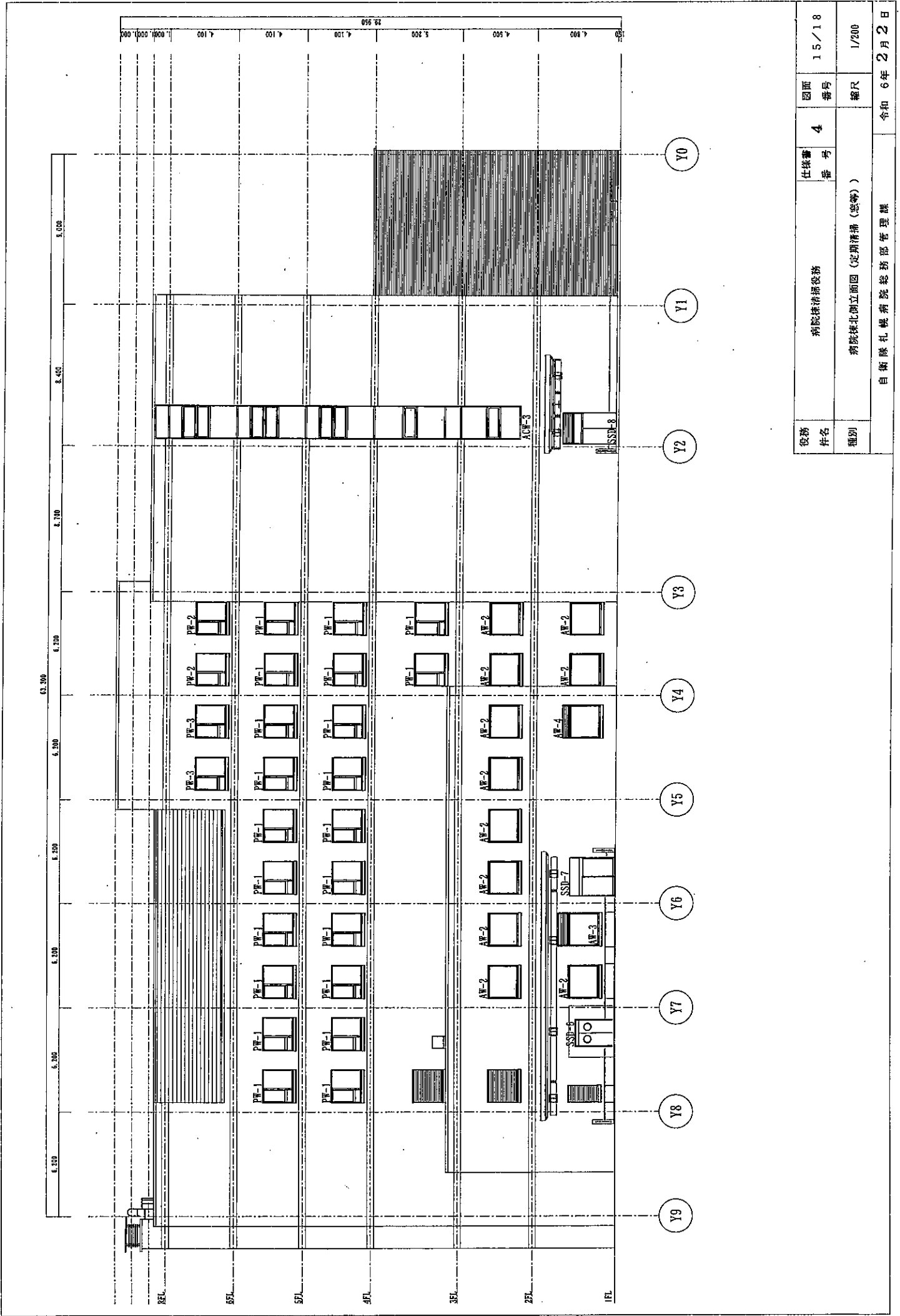
自衛隊札幌病院



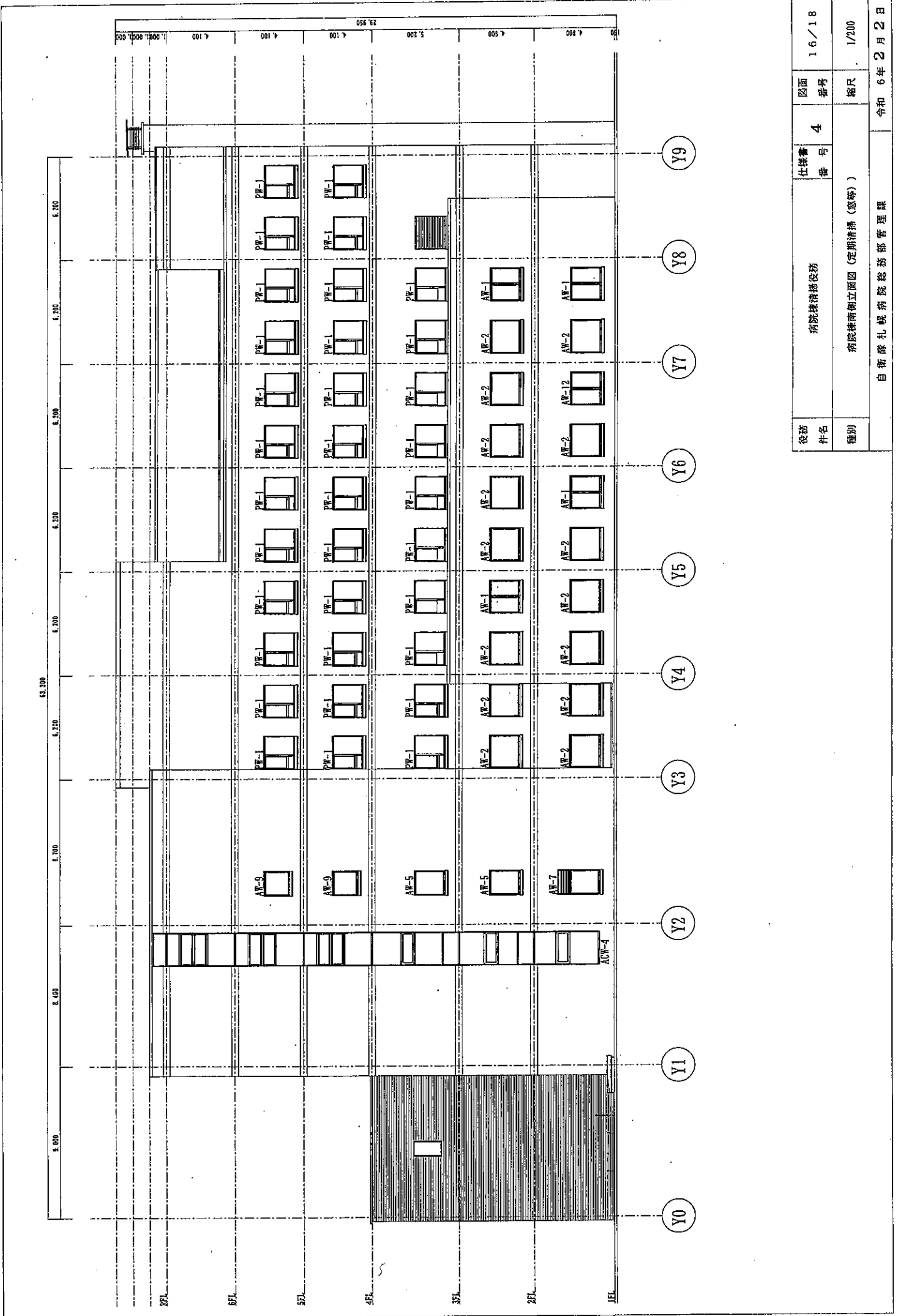
役務 件名	病院棟清掃役務	仕様書 番号	4	図面 番号	13/18
種別	病院棟西側立面図 (定期清掃 (窓等))			縮尺	1/200
自衛隊札幌病院総務部管理課				令和6年2月2日	



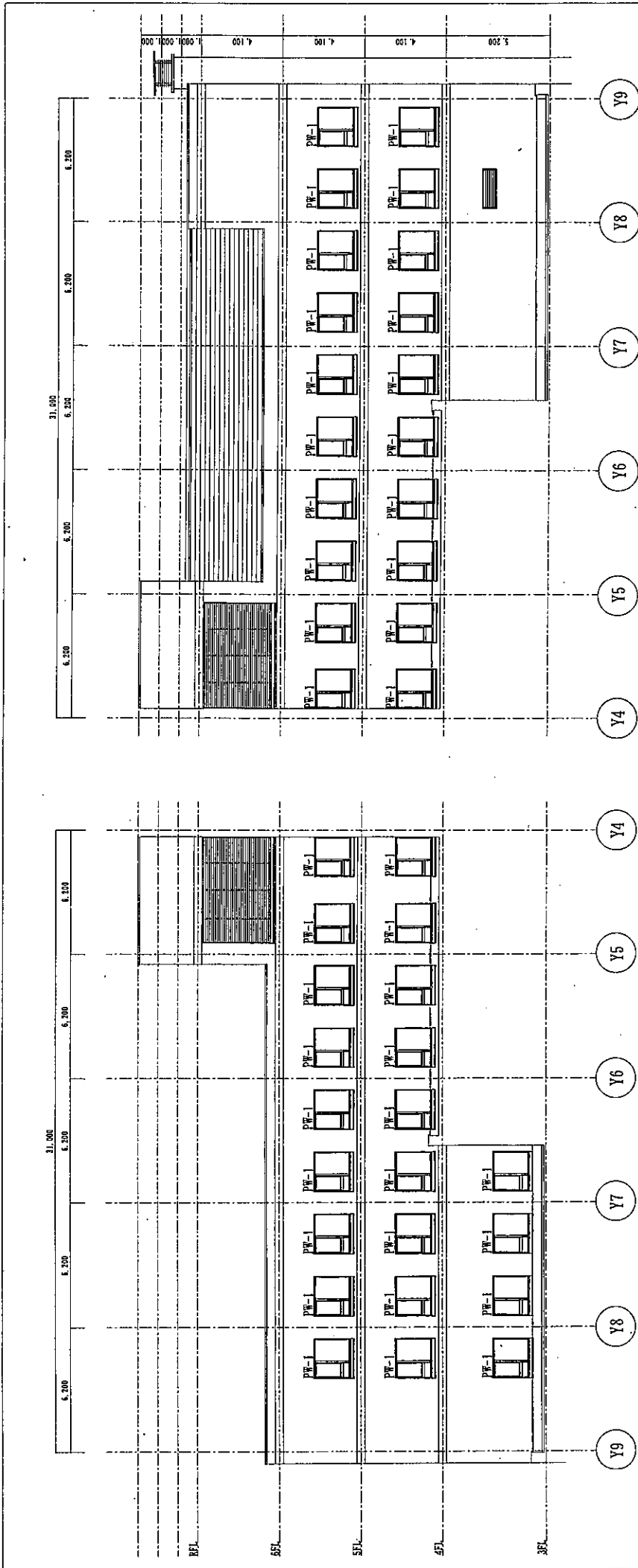
役務 件名	病院清掃収落	仕様書 番号	4	図面 番号	1.4/1.8
種別	病院棟東側立面図 (定期清掃 (窓等))			縮尺	1/200
自衛隊札幌病院総務部管理課					
令和 6年 2月 2日					



役務 件名	病院清掃役務	仕様書 番号	4	図面 番号	15/18
種別	病院棟北側立面図 (定期清掃 (窓等))			縮尺	1/200
自衛隊札幌病院総務部管理課				令和 6年 2月 2日	



図面 番号	16/18
仕様書 番号	4
図面 縮尺	1/200
巻務 件名	病院棟清掃役割
種別	病院棟南側立面図 (定期清掃 (窓等))
自衛隊札幌病院総務部管理課	
令和 6年 2月 2日	



南側 (X 8 通り) 立面図

北側 (X 4 通り) 立面図

役務 件名	病院棟清掃役務	仕様書 番号	4	図面 番号	17/18
種別	病院棟北側・南側通り立面図 (定期清掃 (窓等))			縮尺	1/200
自衛隊札幌病院総務部管理課					
令和 6 年 2 月 2 日					

定期清掃(窓)面積算定表

器具番号	外窓数(箇所)						面積(m)		
	1階	2階	3階	4階	5階	6階	合計	1箇所あたり	合計
AF-1	2	2				4	4	3.23	12.92
AF-2	12	25				38	38	3.23	122.74
AF-3	1					1	1	3.23	3.23
AF-4	1					1	1	3.23	3.23
AF-5		2	1			3	3	2.38	7.14
AF-6	1					1	1	2.38	2.38
AF-7	2					2	2	2.38	4.76
AF-8		1	2			3	3	2.38	7.14
AF-9				2	3	5	5	1.96	9.80
AF-10						1	1	1.96	1.96
AF-11				1		1	1	1.96	1.96
AF-12	1					1	1	3.23	3.23
AF-14	2	2	2	2	2	11	11	2.10	23.10
AF-18	10					10	10	2.79	27.90
ACW-1		4				4	4	48.97	195.88
ACW-2		10				10	10	8.94	89.40
ACF-3				1		1	1	41.36	41.36
ACT-4				1		1	1	50.57	50.57
ACT-5				1		1	1	35.40	35.40
ACF-6				1		1	1	27.24	27.24
SSW-1	4					4	4	5.14	20.56
SSD-1	1					1	1	28.96	28.96
SSD-2	2					2	2	10.82	21.64
SSD-6	1					1	1	0.13	0.13
SSD-7	1					1	1	5.76	5.76
SSD-8	1					1	1	4.82	4.82
PF-1			18	64	67	2	151	3.23	487.73
PF-2						2	2	3.23	6.46
PF-3						21	21	3.23	67.83
PF-4				3		3	3	3.23	9.69
合計						287	287		1,324.92
									≒ 1,324

役務 件名	病院棟清掃役務	仕様書 番号	4	図面 番号	18/18
種別	定期清掃(窓)面積算定表	縮尺	1/400		
	自衛隊札幌病院総務部管理課				令和 6年 2月 2日